

## 伊万里市「てまえどり」活動実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、食品産業における食品ロス削減を推進するためには、事業者の取組だけでなく食品小売店舗等（以下「店舗」という。）を利用する消費者（市民）の理解と協力が不可欠であることを踏まえ、市が作成した「てまえどり」（商品棚の手前にある販売期限の短い商品を積極的に選ぶ購買行動をいう。）を推進する啓発用広告（以下「広告」という。）を参加店舗に掲示してもらうことにより、消費者（市民）に対する食品ロス削減に関する周知・啓発を図ることを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 この事業の対象者は、市内で営業する店舗とする。

### (実施期間)

第3条 この事業の実施期間は、参加店舗において広告の掲示が可能な期間とする。この場合において、食品ロス削減月間（10月）は、積極的に掲示を行うものとする。

### (実施内容)

第4条 店舗は、商品棚に市から交付された広告を掲示し、消費者（市民）に対し食品ロス削減の取組について周知するとともに、「てまえどり」活動への協力を依頼する。

2 店舗は、商品の発注数や調理数の見直しにより、店舗から発生する廃棄物の削減に努める。

3 店舗は、市が実施する取組に関する調査へ協力する。

### (申込方法)

第5条 店舗は、事業に参加しようとするときは、参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、郵送、Eメール、FAX又は持参のいずれかの方法で市長に提出する。

2 市長は、提出された参加申込書を確認し、対象事業者として認められる場合は、決定通知書（様式2）を通知し、参加店舗名簿（様式3）に記載するとともに申請者に対して広告を交付する。

（参加店舗の公表）

第6条 市長は、参加店舗名簿に記載した店舗について、市ホームページで公表する。

2 前項の公表にかかる承諾について、前条第1項の申請をもって公表を承諾したものとみなす。

（承認の取消し）

第7条 市長は、店舗から申請取下げの連絡がされた場合又は承認が適当でないと判断した場合は、対象事業者の承認を取り消すことができる。

2 承認を取り消された店舗は、速やかに市が作成した広告の提示を取りやめなければならない。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。